

## 元日置荘保育所跡地処分に端を発した市有地処分の 方策を求める要望決議

堺市東区日置荘西町3丁212番2に所在する本件土地は、昭和48年3月、本市が地元町会等から、日置荘保育所用地として購入。同年6月、本市と地元町会等が、地元町会等の堤防敷は、保育所が使用する通路として無償で本市に提供するとの内容の覚書を締結し、昭和49年2月、日置荘保育所が完成、保育行政を開始したものである。

その後、平成10年2月、本市と地元町会等とは、本市の保育所敷地と地元町会等の池の堤敷のうち、互いに効用を兼ねる部分の維持等について協定書を締結した。その中で、将来において、平面通路部分が市道に認定される場合は、本市と地元町会等は双方協力しその処理を進めることを規定していた。

その後、平成24年、耐震化を目的として、種々検討の結果、当該保育所は、現地建替えずに、移設建替えを決定し、平成28年、移設先での運営を開始させ、本件跡地は本市の普通財産となり、令和2年9月、本市と地元町会等で本件跡地の南側の境界を確定、本年3月、本市公有財産管理・活用庁内委員会において、既存建物除却条件を付け、無道路地である現状有姿のまま入札処分することを決定、7月1日、元日置荘保育所跡地として一般競争入札売却の公告を行ったものである。

本件土地の売却処分については、前段記載の手続きを経て決定されたものであるが、その中には、以下の納得できない問題をはらんでいる。

本件跡地の最低売却価格は、不動産鑑定士による鑑定額をもとに決定されている。不動産鑑定では、接道がある場合の周辺実勢価格は約1億9千万円、接道がない本件土地の価格は約1億2千万円であり、接道の有無による差が約7千万円とされ、売却に際しては、その他既存建物解体撤去費用約4千万円が必要とされ、最低売却価格を8,340万円としたものである。

しかしながら、この間、本定例会の中で、決算審査特別委員会第1分科会、決算審査特別委員会の総括質疑及び常任委員会において、再三にわたり、地元と本市との間の約束事としての覚書や協定の存在について、議会において指摘したにもかかわらず、新たな調査や再考を尽くすことなく、売却処分を進めたことに対しては納得できるものではない。

よって、市長および市執行部におかれては、本件のような不動産の処分については、慎重にも慎重を重ねることを求めるとともに、その処分対価は堺市民全体の財産であるとの認識に立ち返り、市有地の売却処分については、本市に最も有益な対価が納付される方策を探求されるよう強く求めるものである。

令和3年9月30日

堺市議会

堺市長 宛